

地方公共団体名	島根県
---------	-----

1. 設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	7
保健所(市町村保健センター)	7
児童相談所	4
婦人相談所	1
身体障害者更生相談所	1
知的障害者更生相談所	4
精神保健福祉センター	1

2. 統合事務所の概要

統合事務所名	健康福祉センター
統合事務所箇所数	7箇所
統合時期	平成10年4月

島根県においては、今後急速に進展する少子高齢化社会に向けて、保健、福祉、医療、環境の一体的・総合的推進のために、平成10年4月に保健所及び福祉事務所を統合し、健康福祉センターを設置した。

健康福祉センターという統合組織によって、県民に対し、保健と福祉などの一元的なサービスの提供を行っている。

統合された旧保健所と旧福祉事務所は、同一庁舎内にあり、緊密な連携がとれ、相互理解を深め総合性を発揮することが可能である。

3. 統合効果

(1) 住民サービスの向上

精神障害者の在宅生活支援対策について、健康福祉センターに地域精神保健福祉協議会を設置し、精神病院等との連携を図

ったり、圏域の病院長や医師会長で構成される「病々・病診連絡会」で小児救急等の地域医療の課題について協議を行い、保健と福祉が一体となった取り組みを行っている。その他、住民サービスが向上した具体的な事例についてはP1～P5のとおりである。

なお、健康福祉センターに「企画情報課」を設け総合窓口業務を行っているが、実際の業務的には「各事業担当係」が窓口となって対応しており、住民に対する「(総合相談)窓口」としては、十分に機能しているとは言い難い。

そのためホームページを利用して、相談内容に対応する専用電話等を掲載して住民への周知を図っている。

(2) 組織・人員

健康福祉センター内の課長以上で構成される「企画調整会議」を定期的で開催し、センター運営の大きな枠組みや方向づけ、事業間調整などについて協議・検討をしている。

さらに、高齢者保健福祉係や障害者保健

福祉係など専門職である保健師を、福祉部門の各事業担当係に配置したことで、保健福祉業務の一体的推進が図られるようになった。また、各種行政計画（保健医療計画、障害者プラン、介護保険事業支援計画等）の策定にあたり、保健的観点からの助言がより可能となった。

(3)施設・設備

旧福祉事務所の庁舎と旧保健所の庁舎を統合し、ワンフロア配置が可能となった健康福祉センターは、職員にとっても住民にとっても日常的に相談・協議しやすい雰囲気を作り出されている。

(4)行政運営

島根県においては、保健医療計画等の各種計画策定に係る会議等を保健・福祉部門が連携して開催することで、圏域の抱える問題課題を保健と福祉の両面から捉えることができ、解決策等を検討するための調整が容易となった。

なお、県内ではいまだ市町村合併したところはないが、今後、合併が進展し、市の福祉事務所が担うべきエリアが拡大することとなるため、

住民に身近な行政は、基礎的自治体である市町村が担い、県は専門的技術指導等の業務に特化されていくと考える。



担当：島根県健康福祉部健康福祉総務課	
TEL	0852(22)5249
FAX	0852(27)6317

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について	
対象者の区分	障害者 母子家庭 婦人保護、D V こころの健康 高齢者 児童(児童虐待防止、子育て支援) 難病 その他()
当該対象者の概要	松江健康福祉センター管内の対象者 ・身体障害者数 10,861名、身体障害児 199名 ・知的障害者 1,351名、知的障害児 277名 ・精神障害者 700名
これまでの経過	・福祉事務所は各種障害者の施設入所措置及び生活保護等を担当しており、保健所は特に、精神障害者の地域生活支援等を行っていた。 ・精神障害者が生活保護を受けた場合は、ケースワーカーと保健師が連携して支援を行っていた。
保健・福祉の連携状況	・組織統合で障害担当係にケースワーカーと保健師が配置されたことにより、精神障害者及び知的障害者等の処遇検討を、ケースワーカー、心理判定員、保健師がチームで各種の支援を行っている。
サービス向上のポイント	・同じ係にケースワーカー、心理判定員、保健師を配置することによりチームで処遇検討をし、相談や同伴訪問ができやすくなったこと。 ・各種保健サービスと福祉サービスに関する情報が一体的に提供できること。

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	<table border="0"> <tr> <td>障害者</td> <td>高齢者</td> </tr> <tr> <td>母子家庭</td> <td>児童(児童虐待防止、子育て支援)</td> </tr> <tr> <td>婦人保護、DV</td> <td>難病</td> </tr> <tr> <td>こころの健康</td> <td>その他()</td> </tr> </table>	障害者	高齢者	母子家庭	児童(児童虐待防止、子育て支援)	婦人保護、DV	難病	こころの健康	その他()
障害者	高齢者								
母子家庭	児童(児童虐待防止、子育て支援)								
婦人保護、DV	難病								
こころの健康	その他()								
当該対象者の概要	<p>松江健康福祉センター管内の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯数 1,600 世帯、 ・寡婦世帯数 706 世帯、 ・父子世帯数 1,008 世帯、 								
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭への支援は、主として福祉事務所が窓口となっていた。 ・保健所は、各種健診、相談、訪問等を通じて対応したケースの中に母子家庭があれば必要な支援を行っていた。 								
保健・福祉の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉担当者に母子家庭から子育てや思春期保健等の相談があった場合、保健の母子担当スタッフと連携し専門的支援を行っている。 ・母子会等が開催する母子家庭を対象とした「親子のつどい」等へ栄養士が参加し料理教室の支援を行っている。 								
サービス向上のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭への支援ニーズは多岐にわたるものが多く、福祉サービスのみならず保健サイドのスタッフが専門的に係わることによって、よりの確に支援が出来るようになったこと。 								

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	<table border="0"> <tr> <td>障害者</td> <td>高齢者</td> </tr> <tr> <td>母子家庭</td> <td>児童(児童虐待防止、子育て支援)</td> </tr> <tr> <td>婦人保護、DV</td> <td>難病</td> </tr> <tr> <td>こころの健康</td> <td>その他()</td> </tr> </table>	障害者	高齢者	母子家庭	児童(児童虐待防止、子育て支援)	婦人保護、DV	難病	こころの健康	その他()
障害者	高齢者								
母子家庭	児童(児童虐待防止、子育て支援)								
婦人保護、DV	難病								
こころの健康	その他()								
当該対象者の概要	<p>松江健康福祉センター管内の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数 56,058名(人口の22.7%) ・要介護等認定者数 8,649名(高齢者の15.4%) ・特別養護老人ホーム 1,075床 ・老人保健施設 580床 ・療養型病床群 432床 ・グループホーム 107床 								
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所は、介護保険制度が始まるまでは措置制度の中で高齢者福祉サービスを行っていた。 ・保健所は、市町村が実施主体の老人保健法にもとづく保健事業が円滑に行われるための技術支援を行っていた。 								
保健・福祉の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健福祉計画及び介護保険事業支援計画を策定し、管内の各種施設整備等について広域調整を福祉と保健が一体となって行っている。 ・介護保険制度が実施されてからは、サービス事業者等へスタッフの資質向上のための研修等へ支援を保健スタッフと福祉スタッフが協働で対応している。 ・住民に対しては、介護保険サービスに関する情報の提供を行っている。 ・特に、苦情を含めた処遇問題は、必要に応じて施設等へ立ち入りを行っている。 								
サービス向上のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と保健のスタッフを同じ係に配置することによって、各種相談等を福祉と保健が一体的に対応できること。 								

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	障害者 母子家庭 婦人保護、DV こころの健康 高齢者 児童(児童虐待防止、子育て支援) 難病 その他()
当該対象者の概要	松江健康福祉センター管内の対象者 ・出生数 2,043名 ・低体重児出生数 206名 ・乳幼児発達相談者数 71名 ・虐待等相談件数 37件
これまでの経過	・保健所は、未熟児、障害児等のハイリスク児対策や3歳児の健康診査・相談を実施し、育児不安等の子育て支援を行っていた。 ・福祉事務所は、母子家庭や生活保護世帯を対象に児童への各種福祉サービス支援を行っていた。
保健・福祉の連携状況	・母子保健担当と子育て支援担当スタッフとが連携し、特に、育児不安を中心とした相談を実施し、児童虐待防止に取り組んでいる。
サービス向上のポイント	・所内の保健と福祉スタッフの連絡会議を定例化し、各種情報を共有化すること。

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	障害者 母子家庭 婦人保護、DV こころの健康 高齢者 児童(児童虐待防止、子育て支援) 難病 その他()
当該対象者の概要	松江健康福祉センター管内の対象者 ・特定疾患医療受給者数 1,060名 筋萎縮性側索硬化症患者数 20名 (人工呼吸器装着者数 12名 内在宅療養者数 2名) ・患者組織(パーキンソン病、膠原病、リウマチ、ALS、網膜色素変性症、炎症性腸疾患)
これまでの経過	・保健所は、医療受給者証の交付とともに難病専門相談、家庭訪問、難病研修会、患者家族の会支援等を実施していた。 ・福祉事務所は、生活保護世帯に特定疾患を持った事例があれば対応していた。
保健・福祉の連携状況	・在宅患者(筋萎縮性側索硬化症等)の療養支援を行っているが、保健医療福祉のネットワークづくりに取り組んでいる。 ・患者家族会の育成支援を保健のスタッフが行っているが、福祉サービスに関する各種情報等を福祉のスタッフが一緒に提供している。 ・在宅療養支援をするボランティアの養成を行っている。 ・ホームヘルパー等介護職員へ難病に関する研修を企画している。
サービス向上のポイント	・難病患者・家族への支援を一体的に実施するための所内の保健と福祉スタッフの連絡会議を開催すること。